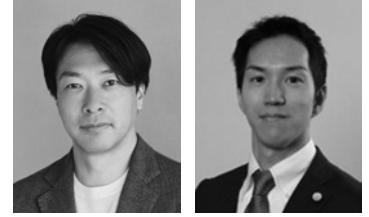


特集《意匠制度はどこまで使えるか》

画像意匠の登録例からみた 実務上の論点

令和6年度意匠委員会 第2部会 副委員長

安立 卓司、石井 隆明



要 約

令和元年の意匠法改正により保護対象に加わった、物品を特定しない画像のみの意匠（画像意匠）の登録例を当委員会を確認・検証したところ、興味深い検討結果が得られた。これらの検討結果の一部を紹介する。

なお、特定の分野の登録例を分析し検討することは、物品性、類否、創作非容易性などの深い理解につながり、意匠の出願戦略の策定や権利解釈などに有効であることから、今後の当委員会の活動においても同様の手法を活用して検討することが望ましいと考える。

なお、別稿において食品意匠の登録例についても検討しており、併せてご参照いただければ幸いです。

目次

1. はじめに
2. 調査・検討結果
 - (1) 画像意匠の類否判断
 - (2) 意匠審査基準の規定
 - (3) 本意匠と関連意匠（類似）の登録例
 - (4) 非類似の登録例
 - (5) 画像意匠の創作非容易性の判断
 - (6) 創作非容易性に関する登録例
3. まとめ

1. はじめに

令和元年の意匠法改正により画像意匠が導入されてから一定期間が経過し、特許庁における登録例がどんどん蓄積されてきている（下記参照）。

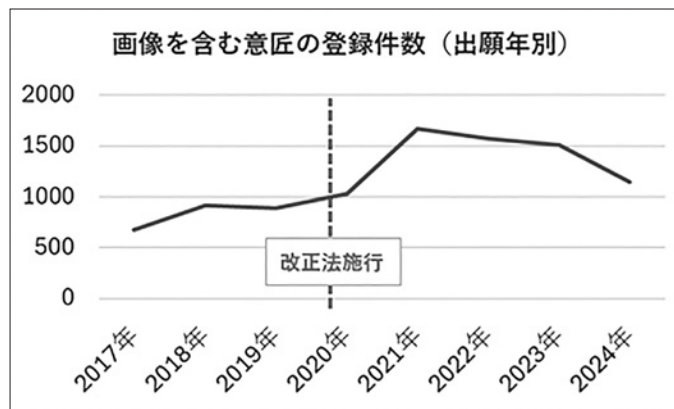


図1 画像を含む意匠の登録件数

そこで、令和6年度意匠委員会第2部会において、画像意匠の登録状況を確認・検証したところ、実務の参考になり得る事例が複数抽出され、興味深い検討結果が得られた。本稿では、その一部をご紹介します。

調査の範囲及び方法であるが、日本意匠分類で「W」が付与されている、2020年4月1日以降（令和元年改正

法施行後)に出願された登録意匠について、J-PlatPatで検索し、①本意匠と関連意匠の登録例、②非類似の登録例、③創作容易であるように見受けられる登録例(創作非容易性)など特筆すべき点があると思われる登録例5100件以上を抽出した。

2. 調査・検討結果

(1) 画像意匠の類否判断

意匠権の効力は、登録意匠と同一の意匠のみならず、これに類似する意匠に及ぶ(意匠法23条)。また、出願前の公開意匠に類似する出願意匠は、新規性の要件を充たさず、意匠登録を受けることができない(同法3条1項3号、同法17条1号)。したがって、意匠の実務において意匠の類否判断は非常に重要である。そして、意匠の類似について参考になるのが、関連意匠の登録例である。本意匠と関連意匠は類似の関係にあるので(同法10条1項)、これらの登録例は、「類似」について考えるうえで大変参考になる。

(2) 意匠審査基準の規定

特許庁の「意匠審査基準」⁽⁴⁾においては、物品から離れた画像自体の意匠を「画像意匠」、物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠を「物品等の部分に画像を含む意匠」とし、これらを合わせて「画像を含む意匠」とし(第IV部第1章1)、類否判断に際しては、対比する両意匠が以下の(1)ないし(3)の全ての要件に該当する場合に、両意匠は類似すると判断すると規定している(同6.2.2)。

- (1) 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること
- (2) 両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること
- (3) 両意匠の形状等が同一又は類似であること

すなわち、物品から離れた画像そのものの意匠(画像意匠)の類否判断は、画像が表示される物品に関係なく、画像そのものの用途及び機能の共通性と、形状等の共通性を総合判断して判断され、物品及び建築物の部分に画像が含まれる意匠(物品等の部分に画像を含む意匠)については、当該物品の用途及び機能についても参酌される。

(3) 本意匠と関連意匠(類似)の登録例

上記審査基準によって実際に審査を経て類似と判断された登録例及びその検討結果を紹介する。紙幅の関係上、各登録例の情報をすべて記載することができないので、詳しくは意匠公報を参照されたい。

①事例1

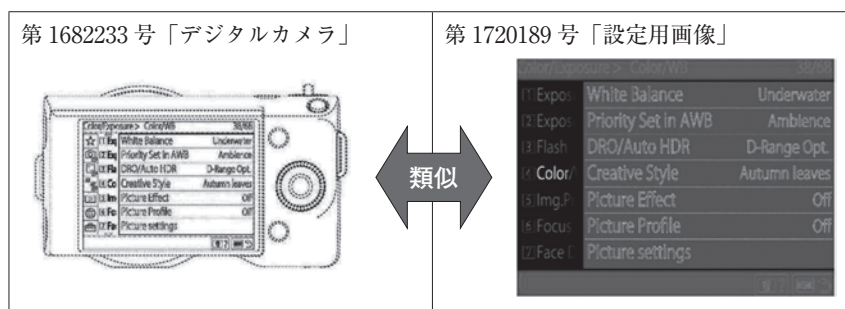


図2 類似の事例1

本意匠は意匠登録第1682233号「デジタルカメラ」(以下、物品名を「」中に示す)、関連意匠は意匠登録第1720189号「設定用画像」である。すなわち、本意匠はデジタルカメラのディスプレイ部に表示された画像(物品等の部分に画像を含む意匠)であるのに対し、関連意匠は画像意匠である。いずれもシャッタースピード、露出、ホワイトバランス等の各種の設定を行うための画像である。画像の用途・機能が共通していること、また、画像の態様が共通していることが前提ではあるが、「物品等の部分に画像を含む意匠」と「画像意匠」が類似する場合があることを示す事例である。なお、意匠審査基準第IV部第1章の6.2.2.1では、電子メールを送受信する機能を有する画像について、画像の用途・機能及び態様が共通していても、「冷蔵庫」の扉部分に画像を含む意匠と画像意

匠とは非類似とされている。食品等を保管し冷蔵するという冷蔵庫としての用途及び機能が外観上に顕著に現れており、冷蔵庫としての用途及び機能の有無の違いが大きいことから、両意匠は類似しないものと扱う旨の説明がされている。本事例と対比しつつ参照されたい。

②事例 2

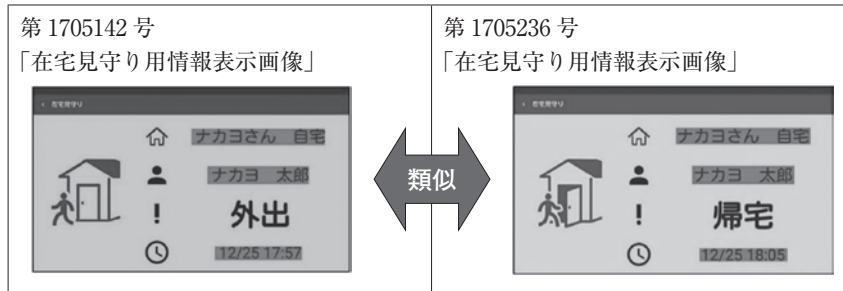


図 3 類似の事例 2

本意匠は意匠登録第 1705142 号、関連意匠は意匠登録第 1705236 号であり、いずれも「在宅見守り用情報表示画像」（介護事業者が遠隔で高齢者を見守るシステムに用いる画像）である。本意匠は見守り対象の高齢者が外出したこと、関連意匠は帰宅したことを表示する。人が家に入出入りする表示における人や扉の態様のほか、色彩や文字に差異があるが、(a) 画面の中央左寄り、縦に 4 つ並ぶアイコンや (b) 人が家に入出入りする表示における家の態様やイラストのタッチ、(c) 外出・帰宅の文字情報が表示される位置、(d) 画面上部に位置する緑色の帯（図 3 では白黒表示としている）の態様などの共通性が大きく評価されたため、類似と判断されたものと考えられる。

③事例 3



図 4 類似の事例 3

本意匠は意匠登録第 1726411 号、関連意匠は意匠登録第 1726524 号と意匠登録第 1726525 号であり、いずれも「医療用アプリケーションのアイコン画像」である。願書の記載によれば、インスリンペン（インスリン注射に使用される注射器）を擬人化したものようである。キャラクターの表情や手の様子、色彩などに差異があるが、基本的な構成がほぼ共通するため、類似と判断されたものと考えられる。

④事例 4

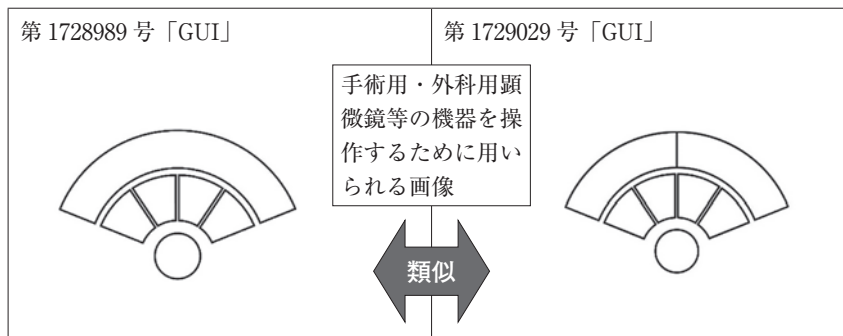


図 5 類似の事例 4

本意匠は意匠登録第 1728989 号、関連意匠は意匠登録第 1729029 号であり、いずれも「GUI」である。願書の記載によれば、手術用・外科用顕微鏡等の機器を操作するために用いられる操作画像である。上端に位置する弧を描

く帯状部が関連意匠では中央で分割されている。分割線の有無という差異はあるが、基本的な構成がほぼ共通するため、類似と判断されたものと考えられる。

⑤事例 5

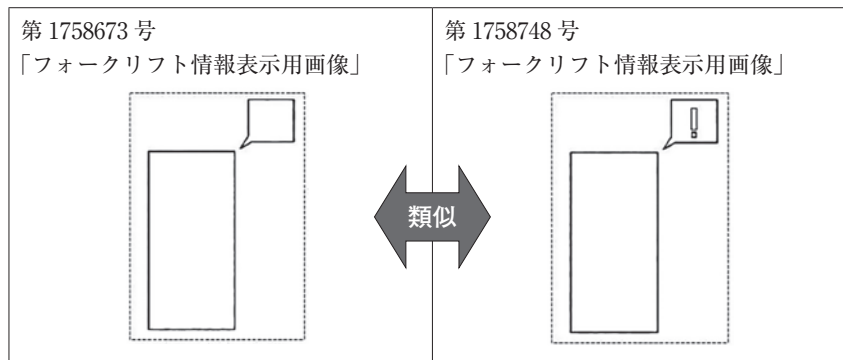


図 6 類似の事例 5

本意匠は意匠登録第 1758673 号、関連意匠は意匠登録第 1758748 号であり、いずれも「フォークリフト情報表示用画像」である。願書の記載によれば、作業者を検知可能なフォークリフトのカメラ映像に重ねて表示される画像である。長方形の枠線が検知された作業者の映像を囲むように表示される。両意匠を対比すると、吹き出し部分の感嘆符の有無において差異があるが、感嘆符自体ありふれた形状であり、意匠全体に占める範囲が小さいことと相俟って、差異点が類否判断に与える影響は相対的に小さいため、類似と判断されたものと考えられる。

⑥事例 6

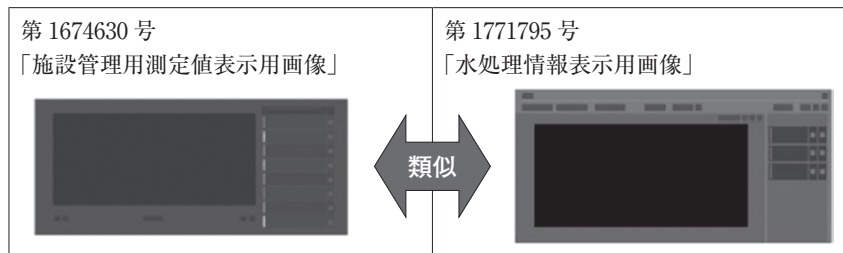


図 7 類似の事例 6

本意匠は意匠登録第 1674630 号「施設管理用測定値表示用画像」、関連意匠は意匠登録第 1771795 号「水処理情報表示用画像」である。本意匠「施設管理用測定値表示用画像」は、浄水場、下水処理場などの施設の運転状況を監視するための画像であり、施設に設置した各種センサから得た測定値とその履歴が表示され、施設の運転状況を監視することができるものである。8 点のセンサからの測定値の表示・非表示を画面右側のセンサ設定エリアのチェックボックスを介して行うことができる。他方、関連意匠「水処理情報表示用画像」は、下水処理場反応タンクで下水処理するために利用される活性汚泥の状態について、顕微鏡カメラ画像から得られた分析結果をトレンドグラフ化し、時系列で把握するために用いられる表示用画像である。トレンドグラフの表示・非表示を画面右側の表示項目選択エリアのチェックボックスを介して行うことができる。物品名が異なり、形態上の差異点も複数あるものの、チェックによってグラフの表示・非表示を切り替えるという用途・機能が共通し、グラフの表示エリアの態様及びその右側に位置するチェックボックスの態様（レイアウト全体の態様）の共通点が大きく評価されたため、類似と判断されたものと考えられる。

⑦事例 7

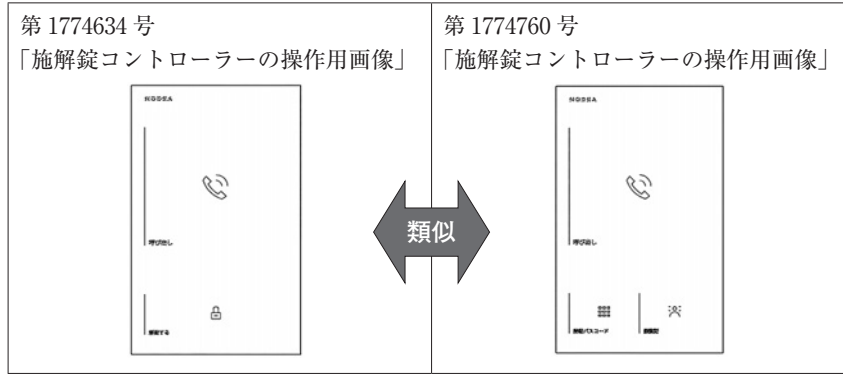


図 8 類似の事例 7

本意匠は意匠登録第 1774634 号、関連意匠は意匠登録第 1774760 号であり、いずれも「施解錠コントローラーの操作画面画像」である。下方のアイコンの数及びアイコンの形状に差異があるが、縦の 1 本線の右側にアイコンを配置する態様、面積的に大きい上方のアイコンの態様が共通していることから、共通点が大きく評価されたため、類似と判断されたものと考えられる。

⑧事例 8

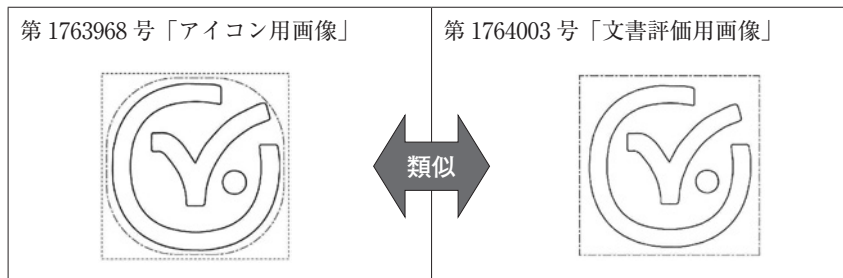


図 9 類似の事例 8

本意匠は意匠登録第 1763968 号「アイコン用画像」（アプリケーションを起動するための操作画像）、関連意匠は意匠登録第 1764003 号「文書評価用画像」（アプリケーションを使用中であることを示す表示画像、かつ、トップ画面に遷移するための操作画像）である。物品名が異なるが、いずれもアプリケーションの操作に用いる画像であるという点で共通しており、アイコン自体の形状も一致していることから、共通点が大きく評価され、類似と判断されたものと推察される。なお、関連意匠は画面左上隅に小さく表示される画像である点で本意匠と差異があるが、本意匠のアイコン用画像はその性質上任意の画面位置に配置可能であることから、かかる差異点が類否判断に与える影響は限定的であったものと解される。

⑨事例 9

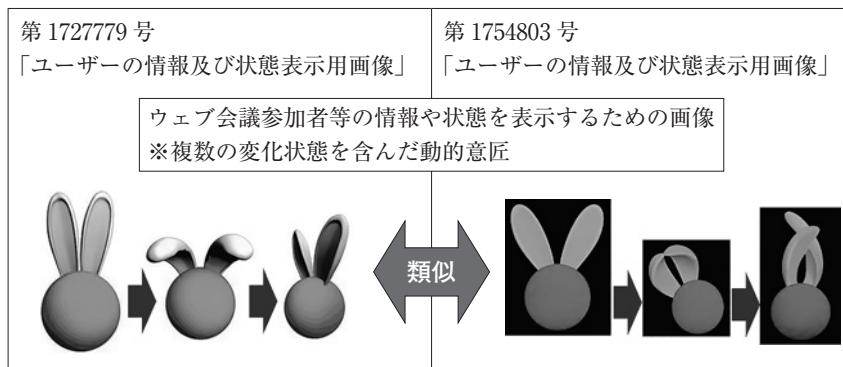


図 10 類似の事例 9

本意匠は意匠登録第 1727779 号、関連意匠は意匠登録第 1754803 号であり、いずれも「ユーザーの情報及び状態

表示用画像」(ユーザーの情報や状態、感情を表示するための画像)である。いずれも変化する意匠(いわゆる動的意匠)であり、本意匠は32の画像図、関連意匠は18の画像図で表されている。両意匠を対比すると、うさぎの耳の変化の態様にそれなりの差異があるものの、ベースとなっている耳の態様(立体的形状や陰影による表現など)の共通性が大きく評価されたため、類似と判断されたものと考えられる。

⑩事例 10

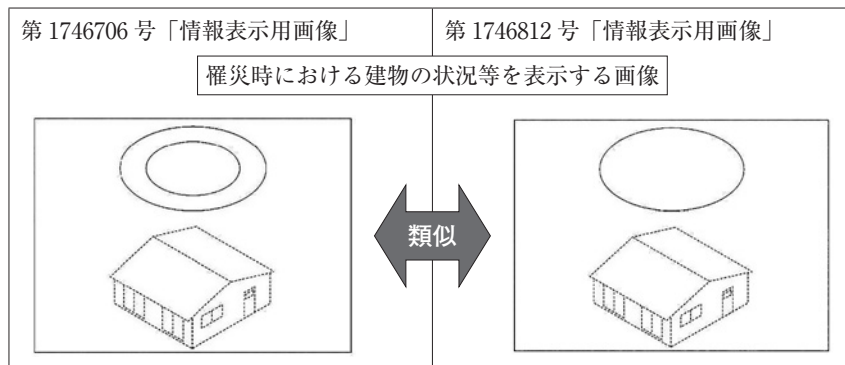


図 11 類似の事例 10

本意匠は意匠登録第 1746706 号、関連意匠は意匠登録第 1746812 号であり、いずれも「情報表示用画像」である。建物等の上部に示された楕円状の部分にその建物等の被害状況・調査進捗状況・罹災証明書手続状況などが表示される。本意匠が二重楕円であるのに対し、関連意匠はシンプルな楕円である点で差異があるが、かかる差異点については、「いずれの態様も円グラフや進捗等を示す図形モチーフとしては一般的なものであるため、需要者の注意を強く引くものとはならないのに対して、画像全体に対して占める当該図形の位置、大きさ及び範囲が共通しており、その用途及び機能との関係も踏まえると、両意匠独自の共通特徴として需要者に強い共通の視覚的印象を与えるものとなっている」(不服 2023-1626) ことから、類似と判断された。

なお、詳しくは審決を参照されたい。

⑪事例 11

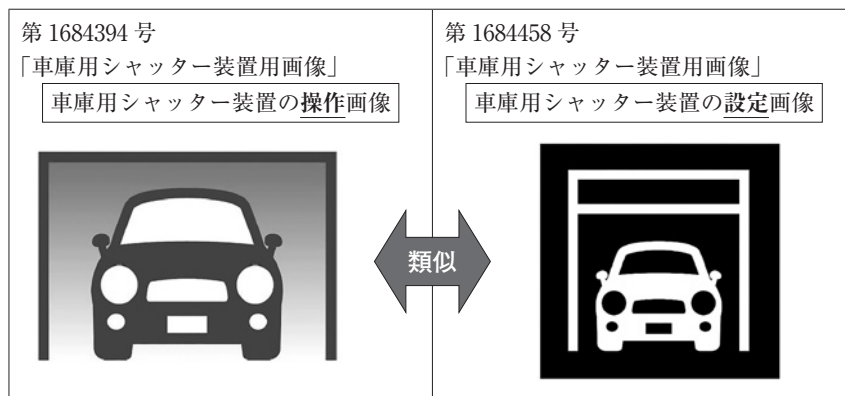


図 12 類似の事例 11

本意匠は意匠登録第 1684394 号、関連意匠は意匠登録第 1684458 号であり、いずれも「車庫用シャッター装置用画像」である。意匠に係る物品の表記は同じであるが、本意匠は車庫用シャッター装置のシャッターカーテンを全開とする操作のため、又はシャッターカーテンが全開となったことを表示するための画像であるのに対し、関連意匠は車庫用シャッター装置についての設定を行うための画像である点で異なる。また、車庫ないしシャッターの表し方や色彩がかなり異なる。しかし、いずれもシャッターの開閉操作のための操作画像と言い得ること、自動車の特徴的な形状が一致していることから、共通点が大きく評価されたため、類似と判断されたものと考えられる。

(4) 非類似の登録例

上記は類似の意匠について紹介したが、次に、非類似の登録例を紹介する。

以下に示す非類似の登録例においては、画像の用途及び機能の相違に起因して非類似と判断されたと思われる登録例、形状等の相違に起因して非類似と判断されたと思われる登録例、用途及び機能と形状等の相違は何れも大きくないと思われるものの、総合的に判断して非類似と判断されたと思われる登録例が見られた。

①事例 1

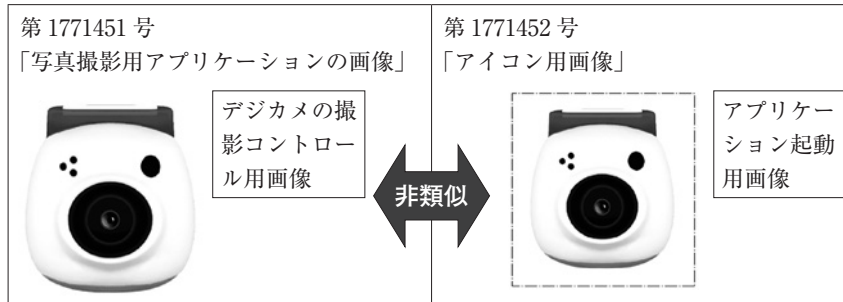


図 13 非類似の事例 1

上記は、形状等は共通しているものの、画像の用途及び機能の相違で非類似と判断されている。

②事例 2

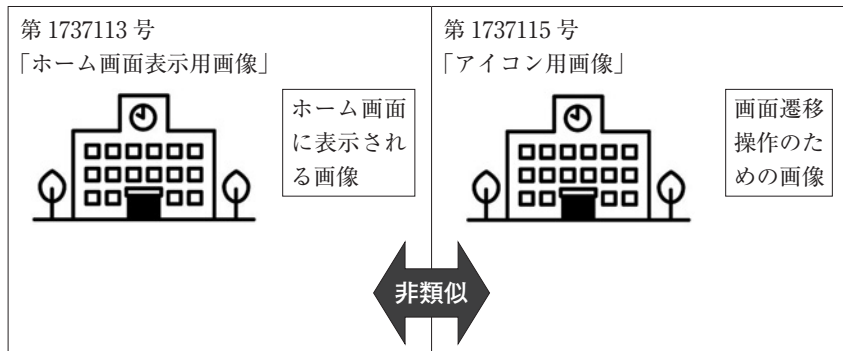


図 14 非類似の事例 2

上記も、形状等は同一であるものの、画像の用途及び機能の相違（表示画像か操作画像か）で非類似と判断されている。

③事例 3

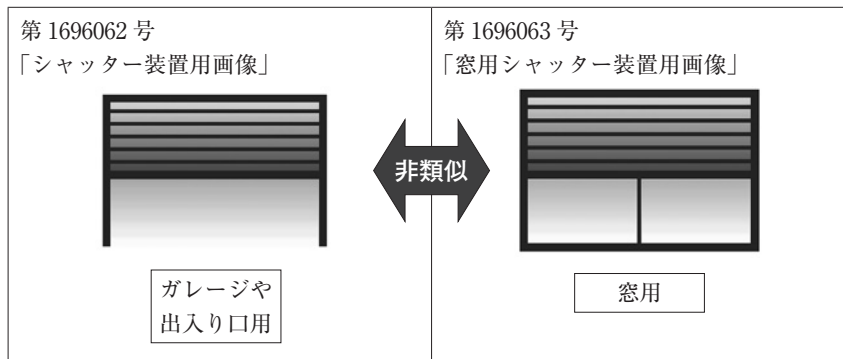


図 15 非類似の事例 3

上記は、形状等に共通性はあるものの、画像の用途及び機能と形状の相違により非類似と判断されている。

④事例 4

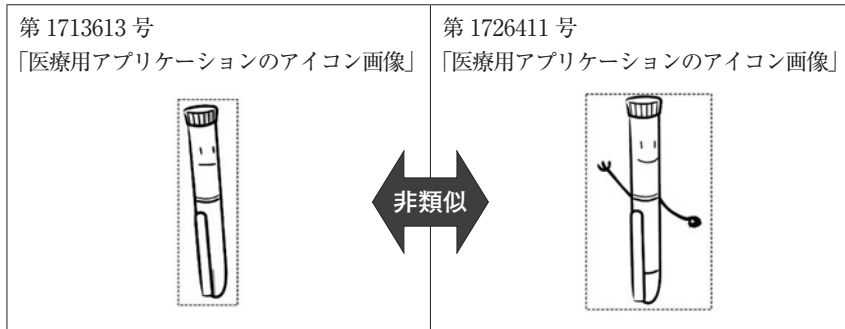


図 16 非類似の事例 4

上記は、モチーフは共通するものの、構成が相違すること（腕の有無）で非類似と判断されている。

⑤事例 5



図 17 非類似の事例 5

上記も、モチーフは共通するものの、形状が異なるため、非類似と判断されている。

⑥事例 6

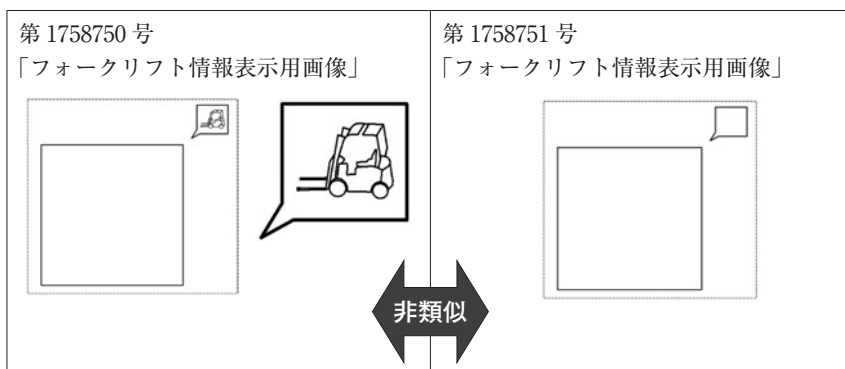


図 18 非類似の事例 6

上記は、形状の相違がありふれたものでないため、非類似と判断されている。

⑦事例 7

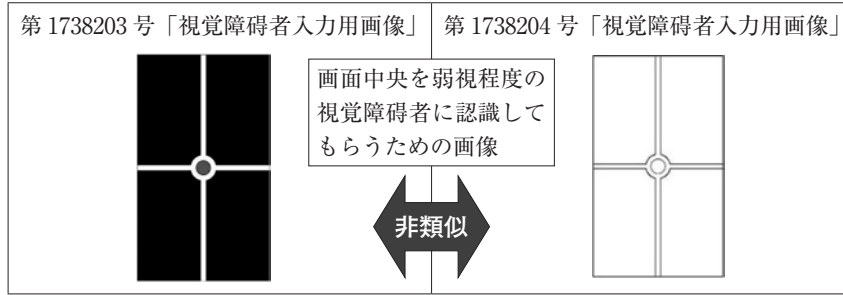


図 19 非類似の事例 7

上記は、用途及び機能と形状は共通するが、色彩の相違で非類似と判断されている。

⑧事例 8

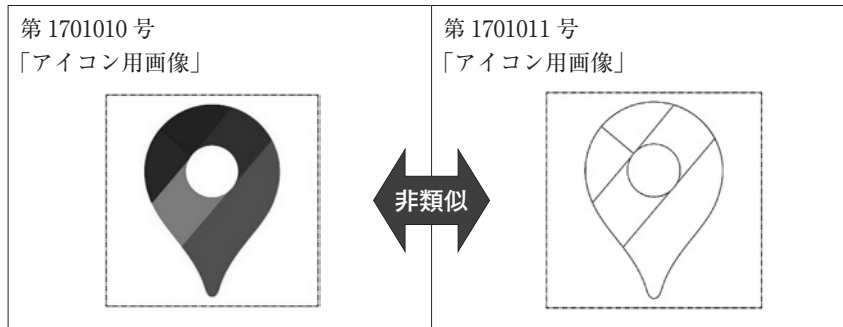


図 20 非類似の事例 8

上記は、用途及び機能と形状は共通するが、色彩（模様）の有無により、非類似と判断されている。

⑨事例 9



図 21 非類似の事例 9

上記は、用途及び機能と基本形状が共通しているが、扇状部分の分割態様が異なることで非類似と判断されている。

⑩事例 10

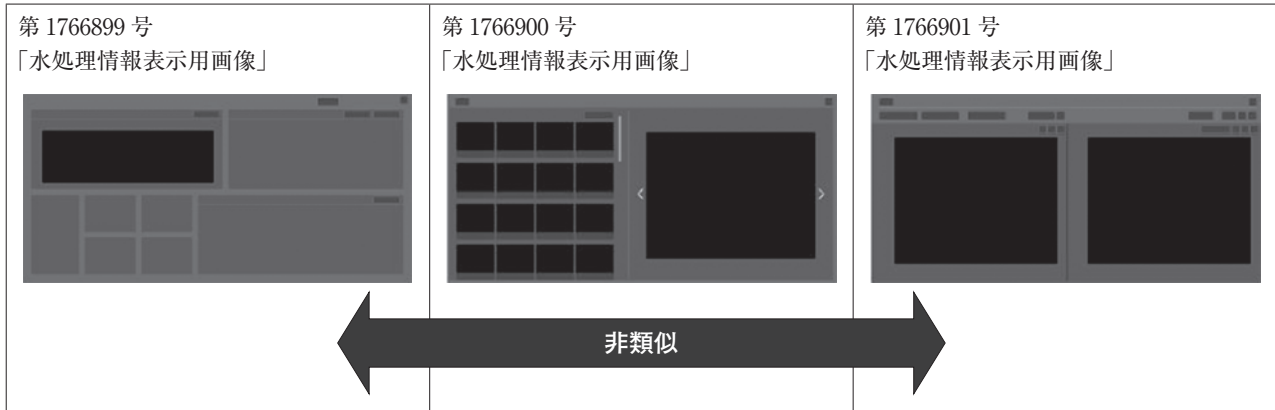


図 22 非類似の事例 10

上記は、全体レイアウトが異なることで非類似と判断されている。

⑪事例 11

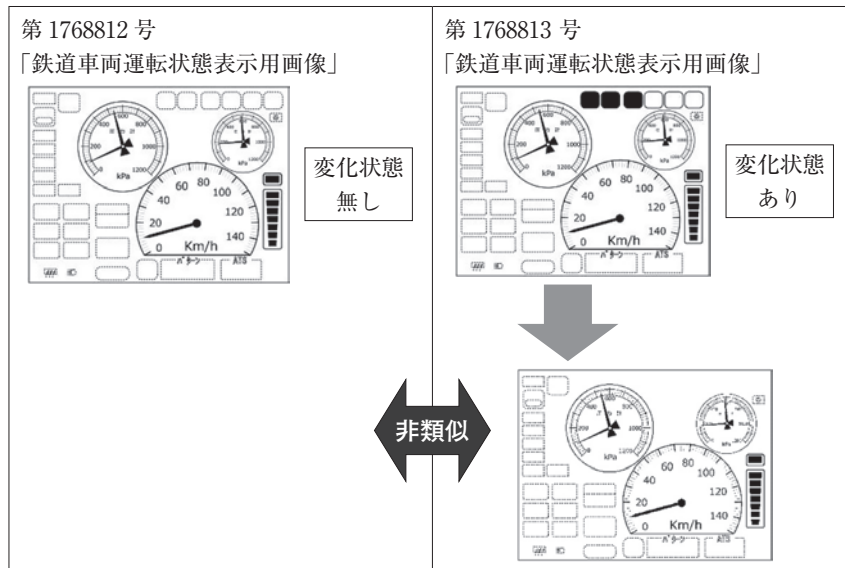


図 23 非類似の事例 11

上記は、用途及び機能と基本構成は共通するが、変化状態の有無で非類似と判断されている。

⑫事例 12

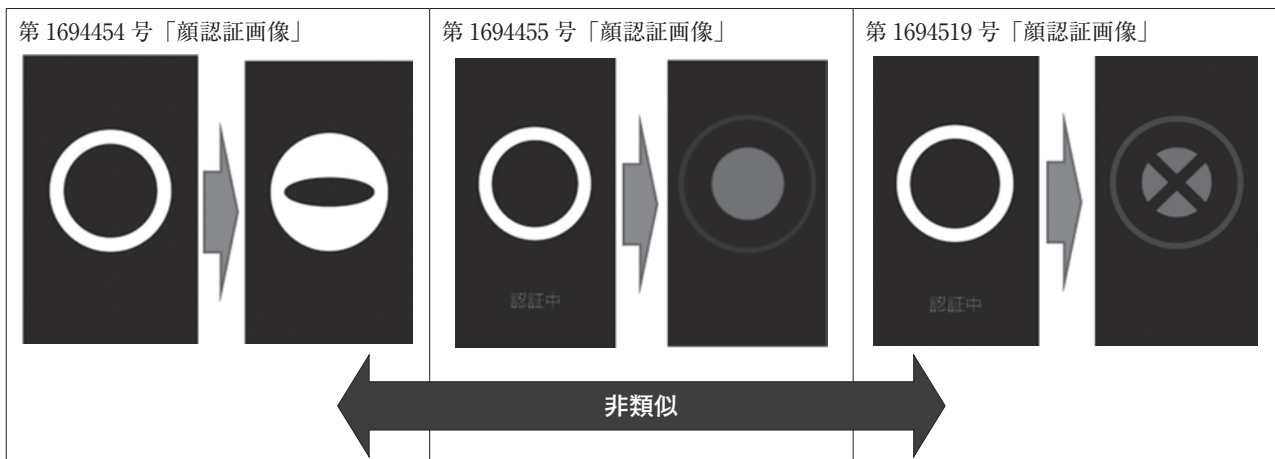


図 24 非類似の事例 12

上記は、変化態様が異なることで非類似と判断されている。

⑬事例 13

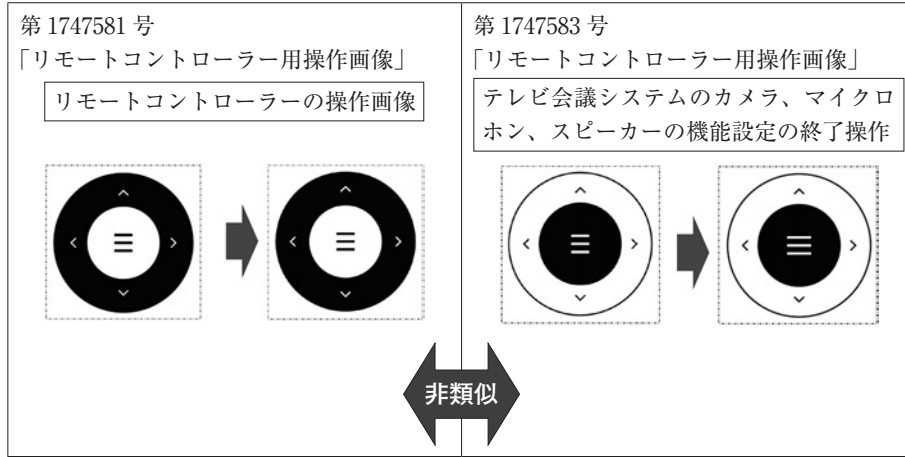


図 25 非類似の事例 13

上記は、用途及び機能と、変化する箇所が異なることで非類似と判断されている。

(左側の意匠登録第 1747581 は、ドーナツ状における左右の矢印の位置が変化しており、右側の意匠登録第 1747583 は、中心円における 3 本の直線バーの横幅が変化している。)

⑭事例 14



図 26 非類似の事例 14

上記は、用途及び機能と基本構成は共通するが、変態様の相違により、非類似と判断されている。

⑮事例 15

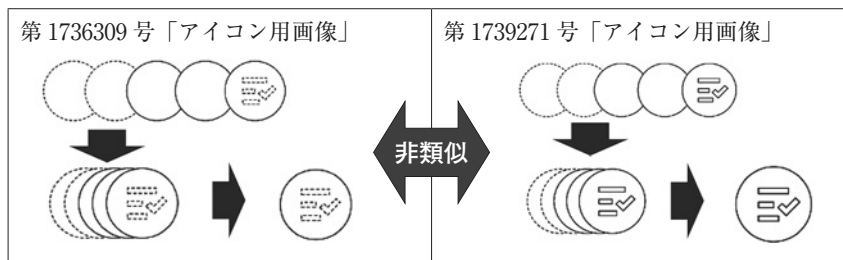


図 27 非類似の事例 15

上記は、変化態様は共通するが、実線範囲が異なることで非類似と判断されている。

以上に示した、非類似と判断されている登録例からは、使用される場面や、操作内容が相違すると非類似と判断される傾向があることが伺える。

また、変化態様の有無は、類否判断に与える影響が大きく、形状等の相違は、相違点がありふれているか否かによって、類否判断に与える影響が変動する。相違点がありふれていれば類似と判断され、ありふれていなければ非類似と判断される傾向がある。

このことから、前記(3)の、類似と判断された事例で示したように、用途及び機能の厳格な共通性は求められていないものの、形状の相違点が特徴的であったり、用途及び機能が異なったり、変化態様、色彩(模様)の有無などにおいて相違する意匠については、非類似と判断される可能性があることが見て取れる。

よって、そのような意匠については、それぞれ独立した意匠として出願する、もしくは、審査段階において独立した意匠に補正を求められる可能性があることを踏まえたうえで関連意匠として出願することが考えられる。

(5) 画像意匠の創作非容易性の判断

「意匠審査基準」においては、画像意匠の創作非容易性の判断基準として、『出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。』と規定され、「ありふれた手法」の例として、以下があげられている(第IV部 第1章 6.3.2.1)。

- (a) 置き換え
- (b) 寄せ集め
- (c) 配置の変更
- (d) 構成比率の変更
- (e) 連続する単位の数の増減
- (f) 物品等の枠を超えた構成要素の利用・転用
- (g) フレーム分割態様の変更
- (h) まとまりある区画要素の削除
- (i) 既存の変化態様の付加
- (j) (a) ないし (i) のありふれた手法の単なる組合せ

(6) 創作非容易性に関する登録例

上記審査基準による審査を経て登録になった登録例及びその検討結果を紹介する。本項目においても、紙幅の関係上、各登録例の情報をすべて記載することができないので、詳しくは意匠公報を参照されたい。

①事例1



図 28 創作非容易性の事例 1

上記は、創作非容易性を満たさないとして拒絶査定となり、その後拒絶査定不服審判を経て登録されたものである。

②事例 2

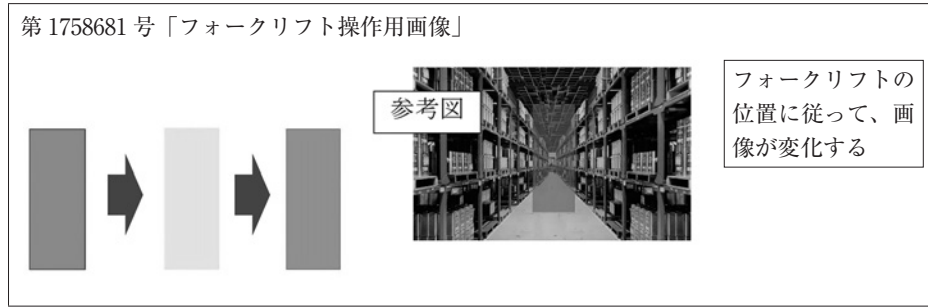


図 29 創作非容易性の事例 2

上記は、特徴的な用途と、矩形の色の変化態様により登録となっている。

③事例 3

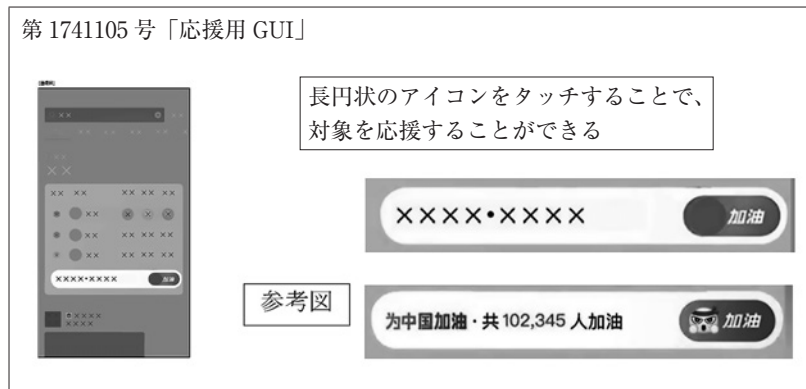


図 30 創作非容易性の事例 3

上記は、一見するとシンプルな形状であるが、用途や細かい形状が評価されて登録になったものと思われる。

④事例 4

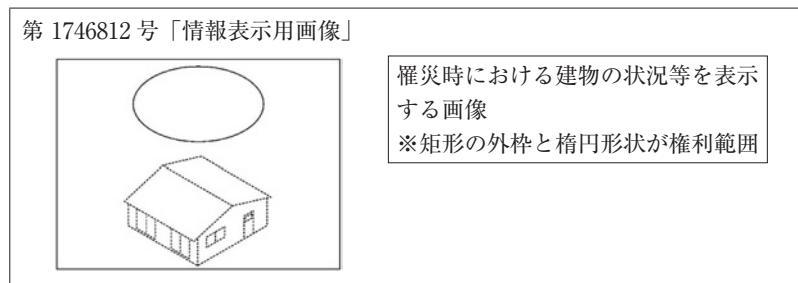


図 31 創作非容易性の事例 4

上記は、創作非容易性を満たさないとして拒絶査定となり、その後拒絶査定不服審判を経て登録されたものである。

⑤事例 5

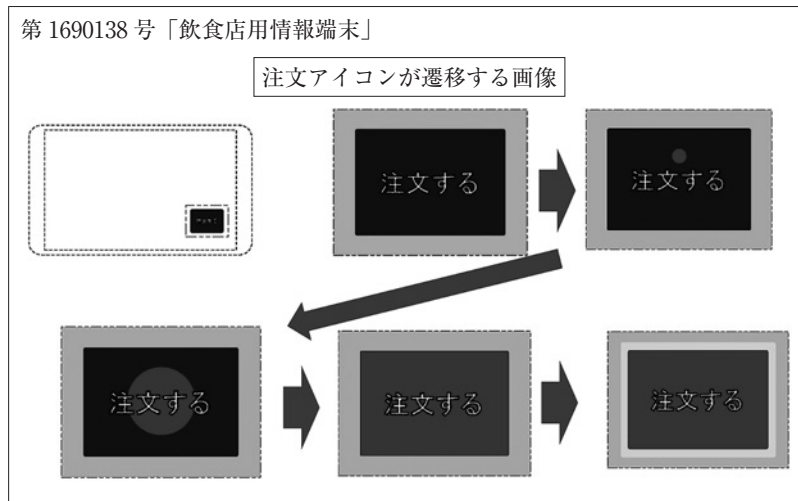


図 32 創作非容易性の事例 5

上記は、一見シンプルに見受けられるが、遷移画像であることも評価されたものと思われる。

以上のように、前述の「ありふれた手法」の程度は、上記登録例を踏まえると、必ずしも厳格に判断されておらず、また、出願意匠の用途及び機能が特徴的であれば、形状等がありふれていたとしても、創作容易とは判断されていないように見受けられる。

また、審査段階で拒絶査定となった後に審判請求によって登録となっている例もあることから、審判段階では、審査段階よりも創作非容易性を詳細に判断される可能性がある。すなわち、審査段階で拒絶査定となっても審判請求により登録を受けられる可能性があるため、権利化を望む画像意匠については諦めない姿勢も肝要であると考ええる。

3. まとめ

以上のように、画像を含む意匠、特に画像のみからなる画像意匠の類否判断や創作非容易性の判断においては、物品の意匠とはやや異なる点があるため、これらを踏まえたうえで、各企業や出願人において新たに創作された画像について、最適な保護態様を検討することが重要であり、本稿が読者の画像意匠の戦略的活用の一助になれば幸いである。また、本稿についての登録例の抽出や検討にご尽力頂いた、令和 6 年度意匠委員会第 2 部会の委員の先生方に、この場をお借りして深く御礼を申し上げます。

なお、別稿において食品意匠の登録例についても検討しており、食品意匠についても興味深い知見が得られている。併せてご参照いただければ幸いです。

(注)

(1) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-04-01.pdf (2026 年 3 月 11 日閲覧)

(原稿受領 2026.1.26)